

平成 9 年 1 月 2 8 日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

関西電力株式会社大飯発電所の原子炉の設置変更（1号、
2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（答申）

平成 8 年 1 1 月 5 日付け 8 資庁第 8 9 0 0 号をもって諮問のあった標記の
件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 6 条第
4 項において準用する同法第 2 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理
的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと
認める。